

各社のコーポレートガバナンスコード実施状況一覧（G社）

項目	CGC原則	記載内容
会計監査人の選任等	原則3-2	特に記載なし。
	補充原則3-2①	・会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合 ・会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合 （事業報告書における「解任または不再任の決定方針」についての開示）
社外監査役・社外取締役との連携	補充原則4-4①	監査役および監査役会は、常勤監査役の有する高度な情報収集力と社外監査役の強固な独立性を有機的に組み合わせ 社外取締役との連携を確保しながら機動的・積極的な権限の行使に努める。 （コーポレートガバナンスに関する基本方針 第8条 監査役及び監査役会の役割 ）
非業務執行役員間の情報交換	補充原則4-8①	特に記載なし。
各取締役の自己評価等と取締役会 全体の実効性の分析・評価	補充原則4-11③	取締役会の実効性の分析・評価を毎年実施。 その結果、以下について確認 ・社外役員への説明会等によって取締役会の審議に必要な情報提供が適切になされている。 ・社外役員からは経営から独立した立場で的確な意見が出されている。 ・昨年度のアンケートで明らかになった課題への対応が着実に行われている。 一方、改善の余地がある課題として以下について確認 ・取締役会の議論の充実・活性化。
取締役・監査役のトレーニング	原則4-14	1.社内取締役、常勤監査役のトレーニング
	補充原則4-14①	就任時に、個々の役割・責務を果たすために必要な、コンプライアンスやコーポレートガバナンス等の知識を習得する研修を実施し
	補充原則4-14②	就任後も、取締役会や経営会議等を通じて必要な知識の習得に努める。
		2.社外取締役、社外監査役のトレーニング
		就任時に、個々の役割・責務を果たすために必要な、当社の事業概要、経営戦略等に関する説明を実施する。
		就任後も、事業所視察等を実施し、必要な知識の習得を支援する。
		（コーポレートガバナンスに関する基本方針 第14条 取締役および監査役等のトレーニング ）